

議案第20号

地域自治の取扱いについて

地域自治の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成17年1月26日提出

長岡市・与板町合併協議会
会長 森 民 夫

長岡方式の地域自治

長岡方式の地域自治のあり方

「長岡方式の地域自治」は、市町村合併により、地域の伝統や文化が失われるのではないか、中心部だけが良くなって周辺部が取り残されてしまうのではないか、市役所や役場が遠くなり今より不便になるのではないか、住民の声が行政に届きにくくなるのではないか、という地域の不安や住民の声を背景に提言されたものである。そこで合併後も行政の目が地域の隅々まで行き届くとともに、地域のことは地域で解決でき、安心して生活できる仕組みを構築しようとするものである。

このことから長岡地域では、各町村で力を入れてきた特色ある事業を合併後も引き続き各支所で地域固有業務として行うこととし、地域の実情に即した地域自治を行える仕組みを採用するものである。

また「長岡方式の地域自治」は、不安の解消だけでなく、地域自治で最も大切な「地域住民と行政とが一体となって進めるまちづくり」を構築することにも配慮するものである。

地域自治組織の設置期間

地域自治組織の設置期間については、概ね10年間とする。ただし、概ね5年経過後にそれまでの成果の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

地域自治組織のしくみ

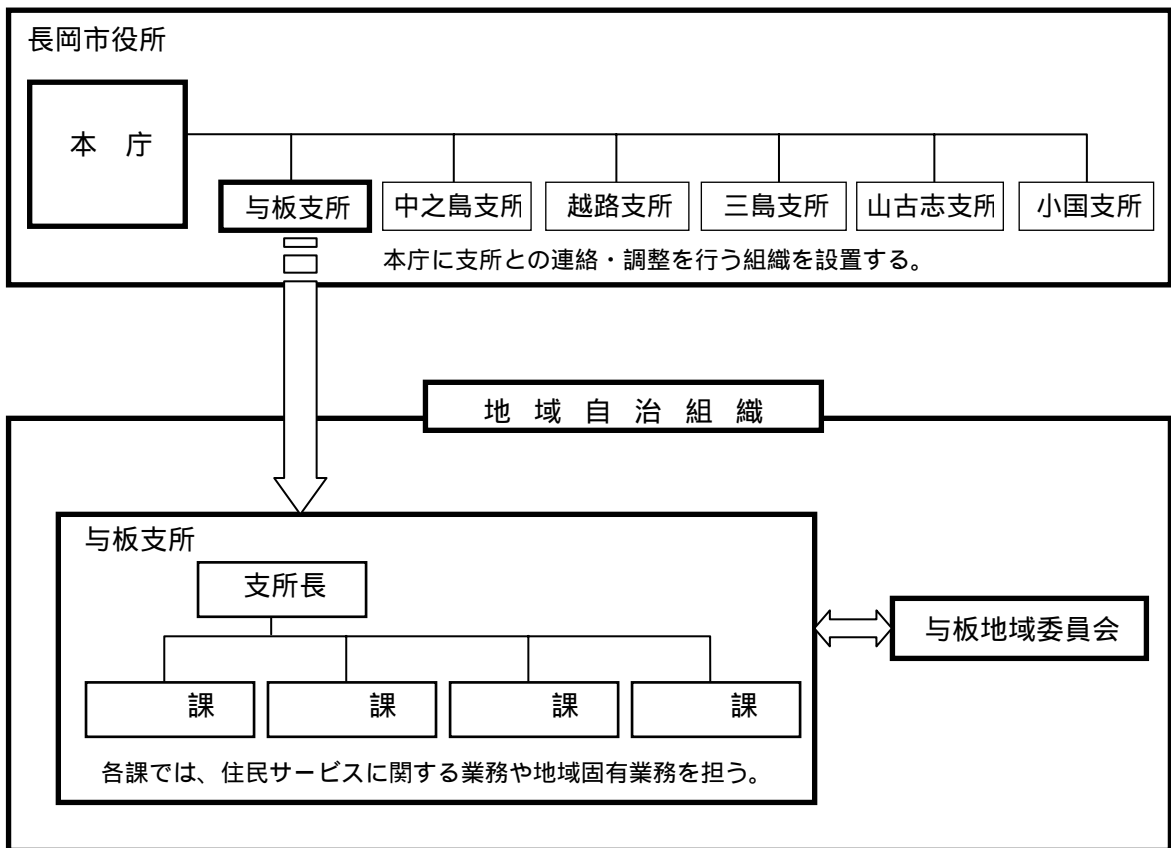
地域自治組織は、支所と地域委員会からなるものとする。

1 支所機能

支所は、次の業務を行うものとする。

- (1) 通常の住民サービス
- (2) 地域固有の伝統や文化に関わるもの
- (3) 支所で行ったほうが効果的な業務

組織のイメージ



2 支所長の位置付け

(1) 身分

部長級の一般職の職員とする。

(2) 選任方法

市長が選任する。

(3) 職務

ア 支所を総括する。

イ 地域固有業務に係る予算要求権限、予算執行権限及び事務執行権限を有する。

3 地域委員会

(1) 名称

与板地域委員会とする。

(2) 位置付け

市の附属機関とする。

市長は、地域委員会の提案又は意見を尊重し、地域の行政運営を行うものとする。

(3) 役割

ア 当該地域のまちづくりに係る提案

イ ふるさと創生基金（仮称）を活用したまちづくりの推進

ウ 新市建設計画の執行状況及び変更の協議

エ その他当該地域に係る各種計画の策定・変更の協議

オ 当該地域に係る施策の協議

カ 支所で行う地域固有業務の検討

キ その他市長が認めること。

(4) 委員の選任方法

委員の選任方法及び委員数は、地域固有業務や地域の実情に応じ、地域の意見を踏まえて市長が定めるものとする。

(5) 委員の任期

委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(6) 委員会の長

委員会の長は、委員の中から互選する。

(7) 委員長の任期

委員長の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(8) 委員の報酬

委員には報酬を支給する。

(9) 事務局

支所が地域委員会の事務を担う。

4 支所の予算

支所は施設の管理経費をはじめとする経常経費のほか、地域固有業務執行経費や地域コミュニティ事業補助金（仮称）などを有することとし、個性あるま

ちづくりを継続して実施できる仕組みを確保する。

(1) 予算要求について

各支所は、支所に係る経費について本庁の各所管部局に予算見積書を提出し、本庁各部局は、財政課に予算見積書を提出する。

(2) 予算配当及び執行について

財政課は、予算を本庁各部局に配当し、本庁各部局は、支所執行分についてそれぞれの支所に再配当する。

(3) ふるさと創生基金（仮称）について

ア 合併特例債等により積み立てる基金は、効率的運用の観点から本庁で一括管理するが、本庁及び各支所に枠（持ち分）を設定する。

イ 各支所の持ち分から生じる運用益は、各支所予算の特定財源として取扱う。

ウ 本庁の持ち分の運用益は、財政課が所管し、旧長岡市域のコミュニティ活動経費に活用する。

(4) 地域コミュニティ事業補助金（仮称）について

地域コミュニティ事業補助金(仮称)は、地域内のさまざまなコミュニティ関係団体が、地域や産業の活性化及び子どもたちが生き生きと育つ地域環境整備のために、自ら考え、自ら具体化していく事業を実施する場合、それらの団体に交付するものとする。